

受注希望型競争入札における一抜け方式実施要領

(令和3年3月8日2建政技第377号)

(最終改正 令和6年11月18日6建政技第235号)

(主旨)

第1 この要領は、長野県が発注する受注希望型競争入札実施要領において対象となる案件における一抜け方式について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要領において、「一抜け方式」とは、工期短縮、早期完成や受注機会の確保等を目的に、複数の建設工事や業務委託（以下「工事等」という。）の入札において、落札候補者を決定する順位をあらかじめ定め、決定順位上位の案件の落札候補者となった者の他の工事等における入札書を無効（失格）とし、落札候補者を決定する入札方式をいう。

(適用要件)

第3 一抜け方式は、次の各号の全てに該当する案件を対象として適用できるものとする。

- (1) 同一の入札参加資格業種であること。
- (2) 同一の積算体系であること。
- (3) 実質的な工期が重複すること。

(入札の公告)

第4 入札に付するときは、次の各号を入札公告に明示するものとする。

- (1) 一抜け方式を適用する案件であること。
- (2) 落札候補者決定順位。
- (3) 入札公告の時期が異なり追加して発注する工事等（以下「追加工事等」という。）

(落札候補者の決定)

第5 一抜け方式の執行にあたっては、次の各号によるものとする。

- (1) 落札候補者の決定は、入札公告に明示した落札候補者決定順位により行うこととする。
なお、上位の落札候補者決定順位の案件が「入札中止」又は「応札なし」となった場合は、その案件を除外し、次順位以降の案件の落札候補者を決定するものとする。
ただし、積算ミスによる「入札中止」の場合は、次順位以降の案件について、入札を中止するものとする。
- (2) 上位の落札候補者決定順位の案件が「不調」となり再入札を実施する場合は、再入札により当該案件の落札候補者を決定するまでは、次順位以降の落札候補者の決定を保留するものとする。
なお、再入札を実施しない場合又は再入札を実施しても落札候補者が決定されない場合は、第5(1)の「入札中止」の取扱いに準じるものとする。
- (3) 上位の落札候補者決定順位の案件において落札候補者となった者が、次順位以降の案件に入札した入札書は無効（失格）とする。
- (4) 低入札価格調査に係る辞退などにより落札候補者を取消ししたときは、次順位以降の案

件に入札した入札書は無効（失格）とする。

(5) 低入札価格調査に該当し、低入札価格調査事前辞退届を提出又は電子入札システムにより低入札価格調査事前辞退を申請した者の次順位以降の案件に入札した入札書は無効（失格）とする。

(6) 低入札価格調査に該当し、調査を実施する場合は、調査終了まで次順位以降の落札候補者の決定を保留するものとする。

(追加工事等)

第6 追加工事等がある場合は、次の各号によるものとする。

(1) 追加工事等は、発注計画を十分検討した上で、先に発注する案件の入札公告にあらかじめ明示すること。先に発注する案件の入札公告に明示していない場合は、原則、追加工事等を一抜け対象とすることはできない。

(2) 災害など不測の事態が発生した場合の追加工事等の取扱いを入札公告に明示すること。

(留意事項)

第7 決定順位上位の案件が公告期間延長となった場合は、決定順位下位の案件の公告期間を延長するものとする。

決定順位下位の案件が公告期間延長となったが、決定順位上位の案件の入札に影響がない場合は、決定順位上位の案件の公告期間は延長しない。

(下請負（再委託）の取扱い)

第8 一抜け方式に係る下請負（再委託）の取扱いは、受注機会の確保や工期（履行期間）短縮などの観点から、次の各号のとおりとする。ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(1) 工事等の受注者となった者は、他の一抜け方式対象案件の下請負人（再委託者）となることはできない。

(2) 前号に該当することが契約前に判明した場合は、無効（失格）とし、契約後に判明した場合は、契約を解除することができるものとする。

(3) 次に掲げる事項に該当し、受注者からの協議により発注機関の長がやむを得ないと認めた場合は、(1)の規定によらず、下請負人（再委託者）となることができる。

ア 特殊な工種等で下請負人（再委託者）となる者が限られる場合

イ 施工機械を保有している者が少ない場合

附則

本要領は、令和3年4月1日から入札公告する工事等から適用する。

附則

本要領は、令和5年3月13日から入札する工事等から適用する。

附則

本要領は、令和6年12月1日から入札公告する工事等から適用する。